

告 示

埼玉県告示第九百七十号

令和五年埼玉県告示第七百五号で公示した公共測量は、令和五年八月十日終了した旨測量計画機関である埼玉県飯能県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕